

**令和8年度「生駒市公民連携推進マッチング支援等業務委託」に係る  
公募型プロポーザル実施要領**

1. 概要

(1) 目的

本市では、令和2年3月に「協創対話窓口」を開設し、公民連携による地域課題の解決に取り組んでいるが、行政課題と民間事業者の提案マッチングが必ずしも円滑に進まず、対話が実証や事業化に十分結びついていない状況がある。

本業務は、行政課題を民間事業者にとって魅力あるビジネス機会として再構成し、民間事業者等との協働による実証プロジェクトを創出・推進することにより、地域課題の解決と新たな価値創出を図ることを目的とする。

また、これらの取組を通じて、本市職員の公民連携に対する理解及び実践力の向上を図るとともに多様な主体に係る基盤のあり方を検討し、持続的に連携が生まれる仕組みの構築を目指す。

(2) 業務名

「生駒市公民連携推進マッチング支援等業務委託」

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2. 業務に要する費用（予定価格）

7,495,000円（税込）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

(1) プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- ① 公示日から受託候補者特定の日まで生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ⑤ 国税又は市税を滞納していないこと。
- ⑥ 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

- ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑦ 公示日前5年以内に、国及び地方公共団体並びにその外郭団体から、公民連携に係るマッチングや伴走支援に関する業務やそれに類する業務の受託実績があること。
- (2) 共同企業体での参加も可能とする。その場合において、グループの構成団体についても参加資格(1)①～⑦をすべて満たさなければならない。なお、グループの構成団体となった場合は、別に単独で本プロポーザルに参加すること及び他の複数のグループの構成団体になることはできないものとする。

#### 4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和8年5月21日（木）16時まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。  
提出先：メールアドレス [k-taiwa@city.ikoma.lg.jp](mailto:k-taiwa@city.ikoma.lg.jp)  
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日：令和8年5月26日（火）15時
- (4) 回答方法：生駒市公式ホームページ上に掲載

#### 5. 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
  - ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2）原本1部
  - ② 実施体制各種調書および企画提案書等  
原本1部と副本7部（副本については、提案者名が分からないようにマスキング処理等を実施すること。）。なお、本市の令和8年度物品・委託業務業者登録一覧表に記載のある者については、ク～シを省略することができる。

- ア 会社概要（様式3）
- イ 業務実績調書（様式4）  
…該当する業務の契約書、特記仕様書等、業務内容が分かる資料の写しを添付すること。
- ウ 業務実施体制表及び工程表（任意様式）  
…本業務の実施体制図（社内外のバックアップ体制も含む）、本業務の統括責任者及び各担当者のプロフィールとこれまでの業務経歴を記載した名簿並びに工程表。
- エ 再委託調書（様式5）  
…再委託する場合のみ
- オ グループ協定書（様式6）※グループを組む場合のみ  
ア、イ、ク～シは、すべてのグループ構成団体分を提出すること。
- カ 企画提案書（任意様式）  
…後述の「6. 企画提案書の作成要領」を参照
- キ 参考見積書（任意様式）  
…事業の実施に係る概算費用を内訳がわかるように項目ごとに積算・記載すること。
- ク 誓約書（様式7）
- ケ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書の写し  
…提案時点で発行から3ヶ月以内のもの  
※その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約
- コ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書の写し  
…提案時点で発行から3ヶ月以内のもの
- サ 個人にあっては、破産手続き開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書の写し
- シ 個人にあっては、最新の事業年度の納税証明書（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方税」）の写し

## （2）提出期限等

- ① 提出期限：令和8年6月5日（金）16時00分まで（必着）
- ② 提出場所：生駒市役所 2階31番窓口  
経営企画部 公民連携推進課 公民連携係
- ③ 提出方法：持参又は郵送によること  
なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

## 6. 企画提案書の作成要領

目次及びページ番号を付し、必要に応じ図表を使用するなどして見やすいものとし、仕様書を踏まえて、以下の項目について記載すること。

なお、企画提案書のページ数は、表紙・目次を除きA4版20ページ以内（片面刷り）とし、文字サイズは11ポイントを基本とすること。

(1) 基本的な考え方

- ・提案に係る基本的な考え方や業務実施にあたっての方針、業務開始に向けた準備をどのように進めるか記載すること。
- ・提案者の強みや特色を生かした提案にすること。

(2) 庁内で集約した課題の整理・課題の選定

- ・庁内で募集し集約した課題に対し、必要となる情報の収集や課題の整理、選定をどのように行い、民間事業者等が魅力を感じる内容にブラッシュアップしていくかについて、具体的な手法や進め方を記載すること。

(3) 民間事業者等の募集・説明・選定

- ・絞り込んだ課題の解決に向け、できるだけ多くの民間事業者等の応募につながるよう、民間事業者に対する情報発信や説明会等の実施内容について、具体的に記載すること。
- ・応募した民間事業者等の選定方法についても具体的な記載にすること。

(4) 民間事業者等の伴走支援

- ・民間事業者等と担当部署との協働について、案件ごとにどのような伴走支援を行うのかを具体的に記載すること。
- ・限られた期間の中でどのように実証実験等を進めていくのか、具体的なスケジュールや進行管理の手法を記載すること。

(5) 職員向け研修の開催

- ・研修での講師や講話内容及びワークショップのテーマや手法、運営体制を具体的に記載すること。

(6) 公民連携推進への助言

- ・本市の状況を踏まえ、公民連携推進をするために有効な手法を記載すること。

## 7. 審査概要

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記8(1)～(3)で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が5者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとします。

実施日：令和8年6月10日（水）予定

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施して再評価し、最も優れている提案を特定します。

ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認められる場合は、特定者としなないことができるものとします。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとしま

す。

実施日：令和8年6月16日（火）予定

オンラインで実施

（第1次審査省略の場合も、令和8年6月16日（火）予定）

### （3）審査結果の通知

#### ① 第1次審査

審査結果を電子メールにより通知します。なお、選考された者のみに、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を、電子メールで通知します。

#### ② 第2次審査

審査結果を電子メールにより通知します。

## 8. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

評価項目		審査基準	配点
(1) 業務実施体制	業務実施実績	・事業者としての類似の公民連携に係るマッチング支援・伴走支援業務の受託実績（過去5年間の実績の件数）	5点
(2) 参考見積書	見積額	・予定価格（上限7,495,000円）に対する見積額の比率に応じ加点	10点
(3) 企画提案内容	実施体制	・責任者や担当者の経歴や類似の業務実績から十分な実施体制が構築されているか。	5点
	基本的な考え方	・提案に係る基本的なコンセプトや方針は事業の趣旨や目的を理解したものとなっているか。 ・事業者の強みや特色を生かした提案となっているか。	10点
	庁内で集約した課題の整理・課題の選定	・庁内で募集し集約した課題について、必要となる情報の収集や課題の整理を行い民間事業者等が魅力を感じる内容にブラッシュアップできる提案となっているか。	15点
	民間事業者等の募集・説明・選定	・絞り込んだ課題解決に向けできるだけ多くの民間事業者等の応募につながるような手法、提案となっているか。	10点
	民間事業者等の伴走支援	・民間事業者等と担当部署との協働がうまく行われるような提案となっているか。 ・タイムスケジュール等が示され的確な進行管理が示されているか。	15点
	職員向け研修の開催	・参加者が公民連携への意識を高め、課題が数多く生み出されるような内容の提案となっているか。	10点
	公民連携推進へ	・公民連携推進への適した助言を与えることがで	10点

	の助言	きるかどうか。	
	取組意欲	・本業務に対する積極的な姿勢・意欲があるか。	10点

## 9. 日程

公示	令和8年5月15日（金）	
質問受付締切	令和8年5月21日（木）	16時まで
質問回答	令和8年5月26日（火）	15時
企画提案書等受付締切	令和8年6月5日（金）	16時まで
第1次審査	令和8年6月10日（水）	（予定）
第2次審査	令和8年6月16日（火）	（予定）
結果通知	令和8年6月下旬	（予定）
契約締結	令和8年6月下旬	（予定）

※ 第1次審査を省略する場合も、第2次審査は、令和8年6月16日（火）に実施予定。

## 10. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等による最終審査に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2.業務に要する費用（予定価格）を超過したもの

## 11. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとします。

## 12. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないと同時に、受託候補者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「業務実施体制表」に記載した配置予定の統括責任者及び担当技術者は、原則として変更できないものとします。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとします。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。

ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります、当該情報の部分がある場合には、提案時に文書で申し出てください。  
なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。

### 13. 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所 経営企画部 公民連携推進課 公民連携係 担当 石原・石山・蓮井  
〒630-0288 生駒市東新町8-38 （2階31番窓口）  
Tel 0743-74-1111 内線2910・2911  
E-mail k-taiwa@ikoma.city.lg.jp